

一般競争入札を下記のとおり行う。

令和8年10月1日
日立市長 小 川 春 樹

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有地の売払い
- (2) 物件の表示 別表1のとおり

2 入札参加資格 入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てをされている者
- (7) 日立市暴力団排除条例（平成24年日立市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分対象となっている団体又はその構成員
- (9) 納付すべき税を滞納している者
- (10) 前各号に掲げる者の依頼を受けて入札に参加する者

3 入札の場所及び日時 別表1のとおり

4 入札参加申込受付期間、受付時間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和8年11月2日（月）から令和8年11月9日（月）まで
- (2) 受付時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
- (3) 受付場所 日立市総務部公共財産管理課

5 入札保証金 入札しようとする者は、入札執行前までに入札保証金として、入札金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。

6 契約書 別紙1の土地売買契約書を使用する。

7 落札者の決定方法 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、別表1の予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、最高の価格で入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

8 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格者証を提出しない者が入札したとき、又は委任状を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。
- (3) 所定の入札書以外で入札したとき。
- (4) 入札保証金が、入札金額の100分の5に満たないとき。
- (5) 予定価格を下回る額で入札したとき。
- (6) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- (8) 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき。
- (9) 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札したとき。
- (10) 入札金額の記載に訂正があるとき。
- (11) 主要事項（入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ。）の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。
- (12) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- (13) 入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

- (14) 入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。
- (15) 入札に関し市の担当職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。
- (16) その他入札に関する条件に違反したとき。

9 入札上の注意

- (1) 入札回数は1回とする。
- (2) 代理人が入札をする場合は、代理人使用印を指定した委任状を提出すること。
- (3) 入札した者は、入札後、この公告、配布書類及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) この公告の日から入札日までの間に、日立市から入札参加の停止等を受けているものについては、この入札に参加できない。
- (5) その他詳細不明の点については、下記に照会すること。

日立市総務部公共財産管理課（財産活用係） 0294-22-3111（内線531）

別表 1

1 一般競争入札

物件番号	土地の所在・地番	地目	面積	予定価格	入 札		現場説明	
					日 時	場 所	日時	場所
08-1(入)	桜川町3丁目57番6	宅地	195.09㎡	6,164,844円	令和8年12月10日(木)及び 令和8年12月11日(金) 午前9時30分から	日立市役所 企業局会議室		行わない
08-2(入)	桜川町4丁目85番	宅地	445.46㎡	18,664,774円				
08-3(入)	桜川町4丁目86番	宅地	240.35㎡	10,262,945円				
08-4(入)	桜川町4丁目115番、 116番1、117番、118番	宅地	1,046.57㎡	43,014,027円				
08-5(入)	桜川町4丁目119番、 120番	宅地	574.16㎡	23,253,480円				
08-6(入)	南高野町2丁目85番1	宅地	228.62㎡	8,436,078円				

日立市（以下「甲」という。）と 《 買受人氏名 》 （以下「乙」という。）とは、末尾表示の土地について、次のとおり売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する末尾表示の土地（以下「売買土地」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（売買代金）

第2条 売買土地の代金は、金 《 落 札 価 格 》 円とする。

2 乙は、この契約の締結と同時に、前項の代金を甲の発行する納入通知書によって、一括して甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第3条 売買土地の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに、乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合に要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

（売買土地の引渡し）

第4条 売買土地の引渡しについては、乙が売買代金の支払を完了したときに、乙に引渡しがなされたものとする。

（危険負担）

第5条 この契約締結後売買土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第6条 乙は、引き渡された売買土地が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものでないときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

（用途の制限）

第7条 乙は、売買土地を次の各号に規定する用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途
- (2) 日立市暴力団排除条例（平成24年日立市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体の事務所その他これに類する用途

（契約の解除）

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合は、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行されないときは、契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結の日から5年を経過するまでの間において、売買土地を前条に規定する用途に供したとき。
- (2) 条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (4) 次のいずれかに該当する暴力団若しくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - イ 暴力団員の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

- カ 役員等が暴力団若しくは暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員
- (6) (2)から(5)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて売買土地を買い受けようとする者
- (契約を解除した場合の措置)
- 第9条 前条の規定により甲が契約を解除した場合には、次に定めるところにより措置するものとする。
- (1) 甲は、この契約を解除したときは、既に納付された売買代金を乙に返還するものとする。この場合において、当該返還金には利子を付さないものとする。
- (2) 乙は、甲の指定する期日までに、自己の負担において売買土地を原状に回復して、甲に返還するものとする。
- (3) 乙は、売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出するものとする。
- (4) 乙が第2号の義務を履行しないときは、甲は、乙に代わり売買土地を原状に回復することができる。この場合において、乙は、甲が原状回復に要した費用を甲に支払うものとする。
- (5) 売買土地の引渡し後にあっては、乙は、当該引渡しの日属する月から甲が乙から売買土地の返還を受けた日属する月までの期間について、売買土地の使用料相当額として、売買代金に100分の4を乗じて得た金額を年額として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、当該期間が1年未満の場合又は当該期間に1年未満の端数があるときの1月当たりの使用料相当額は、当該年額に12分の1を乗じて得た額とする。
- (6) 乙は、違約金として売買代金の100分の20に相当する額を、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。
- (7) 乙は、甲の受けた損害の額が前号の違約金の額を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。
- 2 甲は、乙が前項第4号から第7号までの規定により甲に支払うべき原状回復に要した費用、売買土地の使用料相当額、違約金又は損害賠償金がある場合は、それらの全部又は一部を前項第1号の返還金と相殺することができるものとする。
- (有益費等請求権の放棄)
- 第10条 乙は、この契約を解除された場合において、売買土地に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。
- (契約費用の負担)
- 第11条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。
- (信義則)
- 第12条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。
- (疑義等の決定)
- 第13条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
- (管轄裁判所)
- 第14条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 日立市助川町1丁目1番1号
氏 名 日 立 市
日立市長 小 川 春 樹

乙 住 所
氏 名

土地の表示 日立市

所 在	地番	地目	地積 (㎡)	備考